

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第八号及び第二条第六号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>七の十三 告示第一条第八号イ(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める期間</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 第七号の八ハに規定するプログラム医療機器の使用又は支給にあつては、保険適用を希望した日から起算して二百四十日(評価に当たつて他の事項と一体的な検討を要する技術を活用したプログラム医療機器にあつては、保険適用を希望した日から起算して二年(やむを得ない事情がある場合は三年とする。次号において同じ。))</p>	<p>七の十三 告示第一条第八号イ(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める期間</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 第七号の八ハに規定するプログラム医療機器の使用又は支給にあつては、保険適用を希望した日から起算して二百四十日(評価に当たつて他の事項と一体的な検討を要する技術を活用したプログラム医療機器にあつては、保険適用を希望した日から起算して二年)</p>
<p>七の十五 告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>イ(リ) (略)</p> <p>ヌ <del>医科点数表区分番号H004に掲げる摂食機能療法</del></p> <p>ル <del>医科点数表区分番号H007-4に掲げるリンパ浮腫複合的治療料</del></p> <p>ヲ(レ) (略)</p> <p>ソ <del>歯科点数表区分番号H001に掲げる摂食機能療法</del></p>	<p>七の十五 告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>イ(リ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ヲ(ヨ) (略)</p> <p>(新設)</p>